日調連発第２９７号
令和４年１２月２８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

登録免許税の電子納付に係る一括納付の取扱いについて（連絡）

法務省が提供する申請用総合ソフトについて、同ソフトのバージョンアップ（バージョン7.9A）に伴い「登録免許税の一括納付」の機能が追加され、当該ソフトを用いて行う不動産及び商業・法人登記申請について、連件申請をする場合、連件分の登録免許税を一括で納付することが可能となった旨、法務省民事局民事第二課から連絡があり、本件に関する取扱いのＱ＆Ａが別添のとおり提供されましたので、貴会会員への周知方につきまして配意いただきますようお願いします。

別添

登録免許税の電子納付に係る一括納付の取扱いについて

日本土地家屋調査士会連合会

１.「登録免許税の一括納付」の要旨

令和４年１２月１６日（金）の申請用総合ソフトのバージョンアップに伴い、「登録免許税の一括納付」の機能が追加され、当該ソフトを用いて行う不動産及び商業・法人登記申請について、当該機能の利用が可能となる。

「登録免許税の一括納付」は、電子申請で連件申請をする場合において、電子納付により登録免許税の納付を行う際に、当該連件申請の全ての申請に係る登録免許税を１つの納付情報により処理する取扱いである。

なお、「登録免許税の一括納付」は、申告した額と同額しか納付がされないという電子納付の性質により納付対象の申請とその金額が特定できることを踏まえ、電子申請における連件申請について電子申請を行う場合にのみ認められるものであるから、申請ごとに登録免許税が課されていることに変わりはない。

おって、民間事業者製ソフトウェアにおいても、当該機能が追加されるところ、その仕様の詳細については、各民間事業者宛てに問合せされたい。

「登録免許税の一括納付」の取扱いは以下のとおり。

1) 連件申請内の登録免許税の納付方法が全て電子納付のみであり、かつ、納付情報の「氏名または法人団体名」（納付者氏名カナ）が全て同一の場合にのみ、申請時に登録免許税の一括納付を希望することができる。
2) 連件申請内に無税や免税の申請があったとしても、他に複数の登録免許税を要する申請があれば、登録免許税の一括納付を希望することができる。
3) 登録免許税の一括納付が希望された場合には、連件申請の１件目に対し、連件申請の全ての登録免許税を合算した納付情報が発行されることとなり、２件目以降の申請に対して納付情報は発行されない。
4) 登録免許税の一括納付を希望した場合であって、登録免許税の電子納付を行わないうちに、連件申請内の一部の申請に、登録免許税額に係る補正、取下げ（一部取下げを含む。）又は却下（一部却下を含む。）があった場合には、登録免許税の一括納付が解除され、連件申請内の各申請に対して、納付情報がそれぞれ再発行される。この場合、再度一括納付を希望することはできず、申請ごとに登録免許税を納付する必要がある。
5) 登録免許税の一括納付を希望した場合であって、連件申請内に調査士報告方式による申請とそれ以外の申請が混在する場合、発行される納付情報には納付期限が通知される。

２.「登録免許税の一括納付」Ｑ＆Ａ

Q1：　書面で作成した申請書を用いて連件申請を行う場合、１枚の登録免許税納付用紙に連件申請の全ての登録免許税を合算した印紙を貼付し、連件申請の１件目に添付して申請を行うことはできるか。

A1：　書面申請や領収証書又は収入印紙による納付を行う場合に、連件申請の全ての登録免許税を一括して取り扱うことはできない。

解説：

「登録免許税の一括納付」は、申告した額と同額しか納付がされないという電子納付の性質により納付対象の申請とその金額が特定できることを踏まえ、電子申請で連件申請をする場合において、電子納付により登録免許税の納付を行う場合に限り認められているものであり、飽くまで納付情報を一括にするのみで、各申請に対してそれぞれ納付をしていることに変わりはないことから、書面申請や領収証書又は印紙による納付の際に、登録免許税を一括して納付することはできない。

Q2：　「登録免許税の一括納付」を希望するには、どのようにすれば良いか。

A2:　申請用総合ソフトにおいては、連件申請について、申請情報を送信する際に、「登録免許税の一括納付」の希望の有無を確認するダイアログが表示されるため、当該ダイアログにおいて希望の有無を選択する。

民間事業者製ソフトウェアにおける仕様の詳細については、各民間事業者宛てに問合せされたい。

解説：

申請用総合ソフトにおいては、連件申請が可能な様式内に、新たに「納付方法」の項目が追加される。「登録免許税の一括納付」を希望する場合には、連件申請内の全ての申請について、「納付方法」を「電子納付」とし、かつ、納付情報の「氏名または法人団体名」（納付者氏名カナ）を同一にする必要がある。「登録免許税の一括納付」の希望時に、上記条件を満たしていない場合、申請情報を修正するか希望せずにそのまま申請するかを選択することとなる。

Q3：　これまで連件申請として申請していない何ら関係のない複数の申請について、登録免許税の一括納付を行うために連件として申請することはできるか。

A3：　連件申請として申請することはできない。

解説：

「登録免許税の一括納付」の取扱いは、従来の連件申請としての範囲を改めるものではなく、連件として申請された各申請は、登記所において一体として処理されることとなり、連件申請内の一部の申請に補正があった場合に、他の申請についても処理が停滞するなどの理由から、従来どおり何ら関係のない複数の申請を連件として申請することは望ましくない。

Q4：　登録免許税がそれぞれ３万円の２件の申請を連件申請する場合に、誤って申請書の登録免許税額を４万円と２万円とした上で登録免許税の一括納付（６万円）を行った場合、登録免許税の処理はどうなるのか。

A4：　それぞれ登録免許税額の補正をした上で、４万円とした申請については１万円の還付請求を、２万円とした申請については補正書に対して発行される納付情報にて１万円の追納をする必要がある。

解説：

「登録免許税の一括納付」は、申告した額と同額しか納付がされないという電子納付の性質により納付対象の申請とその金額が特定できることを踏まえ、電子申請で連件申請をする場合において、電子納付により登録免許税の納付を行う場合に限り認められているものであり、飽くまで納付情報を一括にするのみで、各申請に対してそれぞれ納付をしている（本件においては４万円とした申請に４万円の納付、２万円とした申請に２万円の納付をしたこととなる。）ことに変わりはないことから、各申請単位で登録免許税の処理が行われることとなる。

Q5：　登録免許税の一括納付を希望したが、登録免許税を収入印紙で納付することは可能か。

A5：　従来どおり、連件申請の申請ごとに登録免許税納付用紙を用意し、それぞれに各申請の登録免許税額の収入印紙を貼付して、登記所に提出することができる。

解説：

申請時に納付方法を「電子納付」とした申請であっても、領収証書又は収入印紙による納付をすることができる。ただし、書面申請や領収証書又は収入印紙による納付を行う場合に､連件申請の全ての登録免許税を一括して取り扱うことはできないため、連件申請の申請ごとに登録免許税納付用紙を用意し、それぞれに各申請の登録免許税額の収入印紙を貼付の上、登記所に提出する必要がある。

なお、提出後、登記所において登録免許税の一括納付の解除がされ、申請ごとに納付情報が再発行されるが、その後登記所において消込処理が行われるため、当該納付情報に従って納付する必要はない。